

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：令和元年8月29日（令和元年（行個）諮詢第72号）

答申日：令和3年8月5日（令和3年度（行個）答申第57号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年特定日に特定労働基準監督署特定課へ提出した休業給付支給請求書（平成29年特定日A～特定日B分）にかかる、不支給理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月15日付け東労発総個開第30-1283号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

詳しい情報を要求する。原処分における不開示部分の開示を求める。

### 第3 謝問庁の説明の要旨

諮詢庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加訂正部分は、下記3(2)イ及びウの下線部分である。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成31年2月21日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年5月22日付け（同月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 謝問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、法の適用条項を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに改めた上で、不開示とすることが妥当であると考える。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書10の各文書である。

#### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

##### ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1②、文書2①、文書3①、文書4①、文書5①、文書6①、文書7①及び文書8②は、審査請求人以外の個人の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。このため、当該部分は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書いないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③、文書2②、文書3③、文書4②、文書6②及び文書7②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。当該部分が開示された場合、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文後段に該当し、同号ただし書いないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

##### イ 法14条3号イ該当性

文書1①及び文書8①は、審査請求人が勤務していた特定事業場の労働者数であり、当該事業場の内部情報である。また、文書3②は、特定の医療機関の印影であり、当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものである。当該部分は、これが開示された場合、印影については、偽造により悪用されるなどにより、また、その余の部分については、特定事業場の内部事情が明らかとなつて、特定事業場又は当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

##### ウ 法14条7号柱書き該当性

文書1③、文書2②、文書3③、文書4②、文書6②及び文書7②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等

が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等であり、文書1②には、特定労働基準監督署の調査官等が聴取を行った個人を特定できる情報が含まれている。上記部分や文書5②を開示した場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、その把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施する上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になり、また、医師からの協力が得られなくなつて、労災認定に当たつて必要不可欠な医証の収集が困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、上記部分や文書5②は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### (3) 法14条各号のいずれにも該当しない情報

上記(2)に記載した以外の部分は、法14条各号のいずれにも該当しないため、新たに開示することとする。

## 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分（別表の2欄に掲げる情報）については、法の適用条項を法14条2号、3号イ及び7号柱書きとした上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行つた。

- ① 令和元年8月29日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月25日 審議
- ④ 令和3年3月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月14日 諒問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年7月29日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行つたところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮詢庁は、諮詢に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに改めた上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報

該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

#### ア 文書1①及び文書8①

当該部分は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性判断のための調査復命書」（以下「調査復命書」という。）及び使用者申立書の記載の一部である。当該部分は、審査請求人が家族従事者として勤務していた特定事業場の労働者数であるが、同事業場の規模及び審査請求人が当該事業場の経理担当者であったことを踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

#### イ 文書1②

当該部分は、調査復命書の記載の一部であり、特定事業場における審査請求人以外の労災保険特別加入者の氏名及び審査請求人の被災時に救急要請した者の情報である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち労災保険の特別加入者の氏名については、特定事業場の規模及び審査請求人の担当業務を踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、その余の部分については、原処分において既に開示されている情報と同じ内容である。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 文書1③（下記工を除く。）、文書2②、文書3③及び文書4②

当該部分は、主治医2人の意見書に診断根拠として記載された部分並びにそれに対応する調査復命書及び地方労災医員の意見書の記載である。当該部分は、判断内容ではなく根拠とした情報の種類が記載されるのみであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

**エ 文書1③（（2）に限る。）**

当該部分は、調査復命書のうち、特定監督署の担当官が関係者から聴取を行ったことを示す記載の一部であるが、聴取相手を指す総称が記載されているのみである。

当該部分は、総称であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるとは認められず、また、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法14条2号本文に該当しない。また、原処分において開示されている情報及び諮問庁が諮問に当たり開示するとしている情報から容易に推認できる内容であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

**オ 文書5①**

当該部分は、特定の地方公共団体から特定監督署に提出された診療報酬明細書の送付状に記載された当該地方公共団体の担当者2人の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当審査会事務局職員をして当該地方公共団体の情報公開条例を確認させたところ、公務員の職務の遂行に係る情報については、その職氏名を開示しなければならない旨規定されていることが確認されたことから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

**カ 文書5②**

当該部分は、審査請求人の診療報酬明細書の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

**キ 文書8②**

当該部分は、使用者申立書（添付資料を含む。）の記載の一部であり、特定事業場代表者の署名及び印影並びに当該事業場の出張記録における審査請求人以外の個人の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個

人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち代表者の署名及び印影は、原処分において既に開示されている情報であり、その余の部分は、特定事業場の規模及び審査請求人の担当業務を踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、いずれも同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書2①、文書3①及び文書4①

当該部分は、特定監督署の依頼に応じて提出された地方労災医員及び審査請求人の2人の主治医の意見書における各医師の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書6①及び文書7①

当該部分は、関係者の聴取書及び面談聴取書に記載された審査請求人以外の特定の個人の氏名、住所、職業、生年月日、年齢及び署名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

特定監督署による被聴取者が誰であるかについては、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 文書1②

当該部分は、調査復命書の「事業場内における被災労働者の位置づけ」図の記載の一部である。当該部分には、審査請求人が知り得る情報も含まれているが、特定監督署が聴取を実施した者を表す記号が分かち難く記載されている。

特定監督署が誰から聴取を行ったかについては、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、これを開示すると、特定監督署による調査手法の一端が明らかとなり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 文書6②及び文書7②

当該部分は、特定監督署の担当官が審査請求人以外の関係者から聴取した内容であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条3号イ該当性

文書3②は、主治医の意見書に押印された特定の医療機関の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮詢庁が、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く

部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、  
不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号  
イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 菅葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号及び文書名	2 詮問庁がなお不開示を維持するとしている部分 該当箇所	3 2欄のうち開示すべき部分		
		該当箇所	法14条各号該当性	
文書 1	脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性判断のための調査復命書	① 1頁労働者数部分 ② 8頁不開示部分（審査請求人氏名を除く。），9頁不開示部分 ③ 10頁，11頁及び13頁不開示部分	3号イ 2号，7号 2号，7号 柱書き	全て 8頁※印の行，9頁 (1) 全て (2) を除く。 (2) 13頁
文書 2	意見書1	① 2頁医師署名及び印影 ② 不開示部分（①を除く。）	2号 2号，7号 柱書き	— 全て
文書 3	意見書2	① 1頁医師署名及び印影，2頁医師印影 ② 1頁病院印影 ③ 2頁不開示部分（①を除く。）	2号 3号イ 2号，7号 柱書き	— — 全て
文書 4	意見書3	① 1頁医師署名及び印影，2頁医師印影 ② 2頁不開示部分（①を除く。）	2号 2号，7号 柱書き	— 全て
文書 5	診療報酬明細書	① 1頁担当者氏名 ② 62頁不開示部分	2号 7号柱書き	全て 全て
文書 6	聴取書	① 1頁「住所」，「職病」及び「氏名」の各欄不開示部分，「生年月日」欄数字部分，3頁署名 ② 不開示部分（①を除く。）	2号 2号，7号 柱書き	— —
文書 7	面談聴取書	① 1頁「2 面談の相手」欄不開示部分 ② 1頁及び2頁「3 内容」欄不開示部分	2号 2号，7号 柱書き	— —
文書 8	使用者申立書	① 1頁労働者数部分 ② 1頁署名及び印影，12頁出張者氏名	3号イ 2号	全て 全て

（注）1 原処分における不開示部分を含まない以下の文書の記載を省略した。

文書9及び文書10 申立書1及び申立書2

2 該当箇所の記載方法を当審査会事務局において一部整理した。